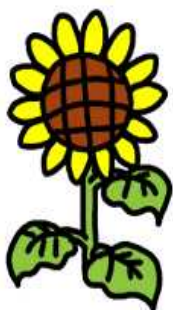


賃貸住宅を扱う宅地建物取引業者様へ (住宅手当緊急特別措置事業へのご協力のお願い)

厳しい雇用失業情勢が続いている中、住居を失われる離職者の増加がさらに懸念されています。住居を失うことは、生活の拠点となる場とともに、就職活動に必要な住所をも失ってしまうことであり、安定した仕事に就くに当たって、大きな制約となってまいります。



そこで、この度、国の事業である「住宅手当緊急特別措置事業」として、住居を失われた離職者の方々に、最長6ヶ月間、住宅の賃料を支給し、住居を確保しつつ、その間に安定した仕事に就いていただくよう、ハローワークや自治体が支援することとなりました。



事業開始時期は、平成21年10月を予定しています。

手当支給額は、単身者53,700円以内、複数者世帯69,800円以内です。

賃料は、毎月、予めご指定いただいた貸主様などの口座に振り込まれます。

入居の初期費用は、別の貸付制度があり、予めご指定いただいた貸主様などの口座に契約時に振り込まれます。

賃貸住宅を扱う宅地建物取引業者様におかれましては、現下の雇用情勢や住居を失うことの問題点、制度の趣旨などをご理解いただき、住居を失われた離職者の方々が一刻も早く住居を確保し、就職活動ができますよう、本事業へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

ご不明な点は、こちらまでお問い合わせください。

東京都福祉保健局生活福祉部計画課

電話：03-5320-4039 FAX：03-5388-1403